平成２５年（再イ）第２８５号
札幌市中央区南７条西23丁目２番１―703号
再生債務者　井村　和幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月13日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第２８８号
札幌市東区北45条東２丁目５番３号
再生債務者　渡邉　　悟
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月13日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第６３号
宮城県名取市手倉田字八幡164番地の７
再生債務者　齋藤　義信
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月13日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第２３号
岡山県倉敷市茶屋町1573番地３　ソレイユ109号室
再生債務者　妹尾　　隆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月13日　岡山地方裁判所倉敷支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第２６号
兵庫県加古郡播磨町南野添３丁目５番１―707号
再生債務者　畠山　喜光
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成26年３月10日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（再イ）第７１号
東京都八王子市川口町1497番地54
再生債務者　古川みえ子
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法192条１項に定める事由がある。
平成26年３月12日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２１年（再イ）第１１１８号
大阪市都島区都島北通２丁目10番21号
再生債務者　米田　和美
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月７日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第６号
愛媛県伊予郡砥部町原町301番地
再生債務者　青木　強志
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月２日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月９日から平成26年４月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（再ロ）第１号
長崎県大村市植松１丁目73番地１　リースランド植松Ｂ棟101
再生債務者　小早川英明
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月２日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月16日から平成26年４月30日まで
長崎地方裁判所大村支部

平成２５年（再ロ）第１号
山梨県上野原市鶴島3270番地17
再生債務者　山上　勝久
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月９日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月23日から平成26年５月14日まで
甲府地方裁判所都留支部民事係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第５号
兵庫県明石市魚住町錦が丘１丁目６番地の８
再生債務者　谷本　雅盛
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月31日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年４月14日まで
平成26年３月12日
神戸地方裁判所明石支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１号
福岡県大牟田市大字宮崎2685番地３
再生債務者　境　　慎吾
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月12日
福岡地方裁判所大牟田支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第11号
大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業に係る権利変換計画について、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第86条第１項の規定に基づき、下記のとおり公告する。
平成26年３月24日
独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　石渡　廣一

記
1　第一種市街地再開発事業の名称　大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業
2　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構及びエヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
3　事務所の所在地　東京都中央区八重洲一丁目３番７号
4　権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称　東京都千代田区大手町二丁目地内
5　権利変換期日　平成26年３月31日
6　権利変換計画の認可を受けた年月日
平成26年３月20日

以　上

弁理士登録公告

平成26年３月５日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　　録

月　日	登録番号	氏　名
３月５日	19396	高橋　佳子
３月５日	19397	澤山　要介
３月５日	19398	上村　英明

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成26年２月21日	15809	杉田　直孝	申請抹消
平成26年２月25日	11728	森　　健	〃

弁理士数　10,174名
（平成26年３月５日現在）
平成26年３月24日　日本弁理士会

特定侵害訴訟代理業務の付記公告

平成26年３月５日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の５に基づき次のとおり公告します。

付　　記

月　日	登録番号	氏　名
３月５日	16196	大石　明美
３月５日	18058	岡田　康一
３月５日	18073	塩田　国之
３月５日	18304	石井　隆明
３月５日	18471	扇原　梢伸

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数　2,968名
（平成26年３月５日現在）
平成26年３月24日　日本弁理士会